

令和7年度第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和8年2月16日

【佐藤副参事】 委員の皆様、おはよう。会議開始の定刻より少し早いが、皆様、おそろいいただいているので、ただいまより令和7年度第2回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を始めさせていただきます。

本日は、次第3番の協議に入る前までの進行を担当させていただき、教育振興部参事の佐藤である。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も皆様に御意見等頂戴できればと思っているので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴参加者は0名である。

それでは、次第に沿って会議を始める。初めに、三浦康彰教育長より御挨拶をいただく。

【三浦委員長】 皆さん、おはよう。お忙しい中、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

本日、いじめ対応支援チーム、今年度2回ということで、まず今年度発生したいじめ重大事態をはじめ、4件御報告をさせていただき、その後、協議事項として、第1回のときも様々御意見を頂戴した、SNS練馬区ルールの改訂についてお諮りできればと思っている。どうぞ忌憚のない御意見を頂戴できればと思っているので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤副参事】 それでは、次第の2番、報告に移らせていただく。初めに(1)いじめ重大事態の調査結果について、事務局より報告をお願いする。

【事務局】 私より、資料1に基づき、区内で発生したいじめ重大事態の調査結果について御報告する。資料1を御覧いただきたい。

前回、11月の本協議会から本日までにいじめ重大事態が1件発生したので報告する。

2番、事案の概要について、(1)の事案である。対象生徒は区立中学校の生徒である。関係生徒は区立中学校の2名になる。調査期間は、令和7年9月上旬から令和7年9月中旬まで。調査方式は、学校いじめ対策委員。主ないじめの対応は仲間外れや暴言等の行為である。

概要を申し上げる。対象生徒は、令和7年4月から関係生徒らに仲間外れや暴言等の行為を受けた。対象生徒は、6月中旬以降、欠席が増え、今後の教室復帰も難しいという見通しにより、9月から他の中学校に転校した。

当該事案の事実経過から認定し得る事実については、それぞれの訴えに一部相違があったものの、おおむね対象生徒の言ったようなとおりの行為が行われており、対象生徒が関係生徒らの行為によって心身に苦痛を感じ、安心して教室に行くことができない環境が続いたことや、結果として転校に至った経緯を踏まえると、対象生徒に大きな影響を及ぼしたと認められる。学校は、本件の早期発見および早期対応が十分できなかったことをはじめ、対象生徒が転校に至るまでに多面的な支援が行われなかったことについては早急に改善すべき事態として捉えている。

再発防止の取組である。まず1つ目、組織体制の機能強化。いじめ対策推進教員の複数任命及び情報共有の徹底。2つ目、教職員の専門性向上。校内研修の実施及び生徒指導提要の理解。裏面へ移る。3つ目、早期発見・早期対応の徹底。情報収集の機会拡大、チェックリストの作成、相談窓口の周知および外部機関との連携。4つ目、教育課程全体を通じた生徒への支援。道徳教

育及び特別活動の充実。こちら、現在も既に進めているものもあるが、学校としては再発防止策として進めてまいる。

当報告をもって、当いじめ重大事態の公表とさせていただきます。

私からの説明は以上である。

【佐藤副参事】 それでは、ただいまの報告について、御意見、御質問等があれば伺いしたいと思うがいかがでしょうか。吉田委員、お願いします。

【吉田委員】 申し訳ない、小P連の吉田である。よろしくお願いします。

状況は御説明のとおり分かったが、関係生徒が2名ということなのだが、この関係生徒らに仲間外れというのは、この2名からだけだったのか。それとも、いじめのいわゆる四層構造みたいなことをよく言われるが、要は仲間外れにされるケース、2名から仲間外れにされて重大事案なのかという観点からいくと、ほかの同じクラスの生徒全体から見てどうだったのか。もし情報として分かるのであれば伺いたい。

【事務局】 対象生徒から名前が挙がっているのは関係生徒2名になる。

【吉田委員】 ということは、ほかの生徒たちからはそこまで、仲間外れにされ、名前が出ていなかったという意味だろうか。

【事務局】 おっしゃるとおりである。

【吉田委員】 分かった。いわゆる傍観者とか、そういった周りの子たちからどうだったのかというところもあるのかなというところなので、再発防止の取組として、割と大人側の対策というのがクローズアップというか出ているのかなと思うが、子供たち自身への指導というか、いわゆる傍観者がもうちょっとどうにかできなかつたのかとか、そういった周囲のサポートみたいな、子供たち自身によるそういうところもケアするなり、何か対策としてお考えいただけるようであれば、ちょっとお考えいただいてもいいのかなというのが一つ意見としてある。

【佐藤副参事】 ありがとう。ほか、この件についていかがか。よろしいか。

それでは、報告の(2)に移らせていただく。練馬区のいじめの状況について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】 練馬区のいじめ状況について、資料2を御覧いただきたい。本資料については、第1回の協議会において参考資料としてお示ししたものになる。国の正式な発表を踏まえて、改めて委員の皆様へに配付する。前回の配付から変更はないため、紙面配付による報告とさせていただきます。

私からの説明は以上である。

【佐藤副参事】 前回もお配りしておる資料であるが、改めてお示しをさせていただいている。こちらについて、委員の皆様から御質問等あればお願いします。山内委員、お願いします。

【山内委員】 申し訳ない。前回、参加できなかったのですが、小学校のこの数の増え方の中で、特に低学年1、2年生の数が結構多く伸びているなという感じがするが、小学校の先生からその辺の要因だったりとか、むしろ発見、認知する数が増えたこと、定義が広まったりとか、認知がより早い段階で認知されていたりとか、その辺の要素とか要因とかが小学校の先生のほうであれば教えていただきたい。いかがか。

【菊地委員】 では、私から。

【佐藤副参事】 菊地委員、お願いします。

【菊地委員】 本校は増えてはいないが、やはりいじめの捉え方自体が大きく変わっていて、今までは小さい子だからまあまあ大丈夫とか、仲直りできてごめんねと言ったから終わりねといったようなものも、やはりいじめとして調査件数に上がっているということで、特に低学年はそういう傾向、小さくて素直な子たちなので、それは仲直りしたからオーケーというのではなくて、そういう件数も上がってきたと捉えていただければいいかと思う。

【佐藤副参事】 ありがとう。ほかいかがだろうか。

【吉田委員】 1個だけいいか。

【佐藤副参事】 吉田委員、お願いします。

【吉田委員】 今、いじめの認知件数の学年別内訳のところ御質問いただいていたと思うが、多分、この5番のいじめの様子というか、ここを学年別で示していただくと、何となくもうちょっと細かく、多分、低学年になればなるほど冷やかしか悪口の傾向が大きくて、というのがちょっと分かりやすいのかなと思ったので、もし資料として、来年以降何か示されるようであれば、そういう工夫があってもいいのかというのを、ちょっと今見て思ったので、申し訳ないが意見というより率直な感想である。特に御回答は不要である。

【佐藤副参事】 御意見ありがとう。

【三浦委員長】 傾向としては分からないのか。精緻な数値はなくてもいいが、なければいけない。

【事務局】 学校からも総数で上がってくるものなので、その点で学校からの報告が学年別にはなっていないところがあり、現状、傾向はつかめていない。

【三浦委員長】 では、必要に応じて、今後深くその辺も分析が必要だという認識でよろしいだろうか。

【佐藤副参事】 それでは、本報告についてはよろしいか。

それでは、報告の（3）練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャートの改訂について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャートについてお話しする。資料3を御覧いただきたい。本資料については、第1回の協議会において、委員から意見をいただき文言を加えて改訂したものである。赤字部分が修正箇所になっている。

まず、学校の対応についてだが、「いじめの認知について、アンケートや教師の気づき、児童生徒、保護者の訴え等で発覚する」とした。また、教育指導課の対応として、学校からの報告以外にも、「教育指導課が重大事態として判断するものもあるために」というのを付け加えさせていただいた。また、調査主体の決定として、「学校事故詳細調査委員会を開催して調査主体と調査の方向性を設定する」という文言を付け加えた。最後に、下のほうになるが、委員からお話しいただいた「調査結果の説明」に訂正した。私からの説明は以上になる。

【佐藤副参事】 前回の連絡協議会で御意見、御指摘をいただいたことについて、赤字で追記のお示しをしているものである。御意見、御質問等があればお願いします。

特にないようであればこの形で進めさせていただく。

報告の（4）令和8年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針（案）について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】 資料4を御覧いただきたい。令和8年度となっている。前回第1回のときは令和7年度、今年度版をお出したので、いただいた意見を踏まえて来年度用のものを作成している。変更点は赤字となっている。

米印の部分が、国の法律等では幼稚園児は含まれていないところを、練馬区ではこれまでも入っていたが、そこはしっかり明記したほうがいいのではないかという御意見をいただいたので、基本的には国の法では児童生徒、学校を対象としているが、区では幼児、園も対象としていると、ただし書として米印を付け足したものになる。

2ページ目以降については、年度の変更であるとか、もしくは資料が改訂されていたものがあったので、そういったところの修正になる。あとは、「重大事態」の前に「いじめ重大事態」と付け加えたとか、軽微な修正になる。大きな変更点としては最初の米印のところである。説明は以上である。

【佐藤副参事】 先ほど同様に、前回の連絡協議会で御意見、御指摘をいただいたものについて、中心に追記をさせていただいている。

こちらについて、御意見、御質問等があればお願いします。副委員長、お願いします。

【嶋崎副委員長】 ただいま御説明いただいた米印のところだが、私も大賛成である。今日も園長先生おいでだが、園長先生にも御苦労いただいた中で、やっぱり園のほうでもいじめが大変多い。そのため、大賛成である。ただ1点申し上げたいのは、この文章でいいと思うが、他区市の話だが、法ではこうなっているが練馬区ではこのようにするということなのだが、法そのものの適用がどうなるのかということである。つまり、基本方針をつくれ、組織をつくれ、重大事態の対処をせよ、これ、園にも求めるのであれば、求めるのだろうかという質問である。

要するに、他区市のところでこのような表記をしたところを見させていただくと、理念的な部分、いじめはしちゃいけないよとか、その部分は園まで含む。ただし、学校でやっているような組織であるとか、方針をつくるとか、研修をやるとか、これについては園はそこまでしなくてもいいみたいなことを、細かくは書いてないが、例えばこの後に、法の適用を全て、園は全て法の適用を受けるものではないみたいなところを付け加えているところがある。だから、その辺りのところ、ちょっと懸念したのでお話をさせていただいた。以上である。

【佐藤副参事】 この点について、事務局、何かあるか。

【事務局】 御意見いただきありがとうございます。

おっしゃるとおり、理念の共有というところが主な目的なので、今いただいた御意見を参考に、その「適用を全て」というところについては検討して文言を付け加え、対応していく。

【佐藤副参事】 幼稚園、檀原委員のほうから何かあるか。

【檀原委員】 ありがとうございます。幼稚園のほうも仲間に入れていただいているのがよく分かるころではある。菊池委員がおっしゃった中で、「ごめんなさい」「いいよ」がいじめになるかならないかという話もあったが、幼稚園の場合には、全てがそれであるという状況から考えると、いじめというところのその思いと子供たちの指導というか、日々の生活のルールを伝えることにつながるのと、それは同じであるようだがちょっと違うというところではあるので、この辺の書き方が難しいなと私も感じた。

【佐藤副参事】 ほかに御意見、御質問等いかがだろうか。それでは、いただいた御意見等を踏まえて、また検討させていただく。ありがとうございます。次第の2番、報告4件については以上である。

次に協議に入るが、ここからは三浦委員長に進行をお願いする。

【三浦委員長】 では、先ほど申し上げたとおり本日の協議内容について1点ある。前回御意見をいただいたSNS練馬区ルールの改訂について、意見を踏まえて新たな案をお示ししているので、事務局から御説明をお願いする。

【事務局】 本会の第1回でSNS練馬区ルールの改訂に向けた御意見を各委員の皆様からたくさんいただいた。いただいた意見については、資料の5-1にまとめている。そのため、資料5-1を御覧いただきたい。

前回いただいた意見のまず1つ目としては、本ルール設定の趣旨について明確にすべきという御意見をいただいた。そちらについては、低学年、高学年、中学生の1ページ目、こちらについては資料の3、4、5に該当するが、そちらの1ページ目の冒頭に明記している。内容としては、「SNSをどう使うか」という白抜ききの四角囲みの中に書かれている文言が該当する。

2点目は、中学校入学直後のLINEグループ作成がトラブルにつながるという御意見をいただいた。こちらについては、高学年、中学生の1ページ目の緑文字にある「相手のために」の中の①「思いやりを持つ」という中で、「自分がされたら嫌なように、グループに入ることを無理強いしたり、勝手にグループから外したり、仲間外れにしたりしません」という言葉を明記している。

3点目は、SNSの定義、LINEやインスタ等について具体的に示すべきではないかという御意見をいただいた。こちらについては、低学年、高学年、中学生の2ページ目の冒頭のところに明記している。

そして、4点目になるが、低学年、高学年、中学生の3ページ目に該当するが、確認チェックリストについて、誰がいつ何のためにやるかという運用面を明確にしておかないと形骸化するのではないかという御意見をいただいた。そちらについては、3ページ目の確認チェックリスト内に運用の仕方について明記している。

5点目については、幼児期は保護者がスマホをいじりながら対応する等の振る舞いが幼児等に悪影響を及ぼすため、保護者へのメッセージを盛り込むべきだということについて意見をいただいた。こちらについては、資料5-2に該当するが、児童生徒向けとは別に、未就学児の保護者向け版を作成し、保護者へのメッセージを盛り込んでいる。

6点目については、区立幼稚園だけではなく、私立幼稚園や保育園の保護者に対しても早期から啓発していくための配布、周知方法を検討すべきではないかという御意見をいただいた。その御意見に対しては、教育指導課として本リーフレットを作成していることを所管課のほうに連絡させていただいている。本リーフレットが完成次第、改めて周知していきたいと考えている。

7点目になる。ChatGPT等の生成AIが進んでいる中で、個人情報の扱い等で、SNS練馬区ルール内においても生成AIに関する注意喚起を盛り込んでどうかという御意見をいただいたことについては、本ルールに関しては、いじめ防止が目的であり、人間関係のトラブル防止に主眼を置いている。そのため、生成AIの利用リテラシー等については別途、令和8年度から開始する区立小学校全学年対象の情報モラル教育等の中で指導していきたいと考えている。そのため、今回の資料の中ではそのような言葉については明記していない。また、幼稚園については、保護者向けの情報モラル教育は行うが、幼稚園のAIの取扱いについては、今後検討していきたいと考えている。

様々ないただいた意見を踏まえて、事務局のほうで資料の5-2、3、4、5によるSNS練馬区ルール改訂を行った。今回については、各委員から最終的な御意見をいただいきたいと思っている。私からの説明は以上となる。

【三浦委員長】 ありがとう。

資料5-1で前回出た御意見、こちらをまとめている。それを基に、資料5-2から資料5-5まで、それぞれの学年向けや、未就学児の保護者向けに分けてこちらの資料に反映をさせているということである。

これらについて、委員の皆様から御意見があればお願いします。どうぞ、吉田委員。

【吉田委員】 申し訳ない、小P連の吉田である。

内容としては非常に理解もできるし、今までは学年別ではなくて1本だったので、正直、うちの子供は低学年なので、これをSNSルールと言われてもSNSをやっていないということがあったので、そういう意味では非常に年齢別というか、そういう形になってよかったかなと思う。

何点かあるのが、まず1点目が、これは多分学校に周知し、学校がまたこれを配布して、というような流れになってくと思うが、気づいたこととか、家庭で話し合いしようみたいなところはあるが、いざ例えば問題が起きたときにはこういうところに連絡しようだとか、例えば高学年になったときに、親御さんに言いづらかったらこういうところに連絡しようみたいな、少しそういうサポートするような流れまでつながるように情報を載せておいていただけると、低学年とかはやっぱり親御さんが把握するしかないと思うが、高学年になってくると、なかなか親御さんに言いづらく、中学生だと相談しづらい、親にも相談しづらいみたいな場面があるかと思うので、相談先に流れていくような動線みたいなのを少し検討いただきたい。

あと、先週の土曜日、私も学校でいじめ対策についての講演会を弁護士の方が来てやっていたのを聞いていたが、そのときに印象的だったのは、弁護士の先生が言われていたのは、要はこの場に来て私の話を聞いてくれる親御さんの家庭はそんなに問題ない、むしろ来ていない御家庭の親御さんでそういった問題が起きやすい傾向にあるというお話をされていた。

そのため、チェックリストを出してつくった、その先、やっぱり家庭での話し合いにどうつなげるのかみたいなところが、やっぱりこの実効性が重要なのかと思うので、そういったところで、なかなか文字面だけを読んでも伝わらない親御さんとか、そういう保護者の方も一定数やっぱりいらっしゃると思うので、例えば動画的なもの、こういったところは注意や御家庭でこんなことを話し合ってみようみたいなところを例えば何か、こういう二次元コードを読んだらそこで何かそういった説明の内容が流れて、それを基に例えば夏休みの間に話して、それをまた学校に提出するとかしないとか、いろいろあると思うが、ちょっとそういった文字情報だけを配られても恐らく深く読まれないというか、御家庭の中でスルーされてしまう部分もあると思うので、子供がタブレットの中でも見れるとか、御家庭でも動画でちょっと視聴できるとか、このルール自体からちょっと外れてしまうのかもしれないが、工夫していただくと、より実効性というか、家庭の中での話し合いにも続いていくのかなというところがあるので、これ以外の部分でのお話になってしまうが、もし来年以降、検討できる余地があればぜひお願いしたい。以上である。

【事務局】 今いただいた御意見、ありがとう。以前はなかったかと思うが、今後の動線というところについて、まず1点説明させていただく。各低学年、高学年、中学生の2ページ目、「保護者の方へ」というところを御覧いただきたい。こちらの③、万が一トラブルに巻き込まれた場

合、お子様がすぐに相談できる信頼関係を築き、学校や連携機関と連結で対応しようというところで、連携機関と専門機関と連携するよう促すような形にはなっていると考えている。

実は、今吉田委員がおっしゃってくださったように、そういったより具体的な相談機関としてはこちらのほうには明記はないが、既存のものでも長期休業前の配付物で練馬区における相談機関の一覧という資料等も配付しているため、そういったものを活用しながらやっていきたいと考えている。

また、家庭での話し合いに向けてというところについては、次年度、小学校、中学校全学年で情報モラル講習会の実施を考えている。そういった情報モラル講習会の中とも連携してできないかというところは検討させていただこうと思う。以上となる。

【三浦委員長】 よろしいか。ほかはいかがだろうか。

【山内委員】 よろしいだろうか。

【三浦委員長】 どうぞ。

【山内委員】 今の吉田さんの意見に関連したところなのだが、情報モラル、今年までは情報モラル教室ということで、5年生を対象に子供に指導していただいて、その後、保護者と意見交換ということがセットでやられていたが、保護者が忙しいのもあってなかなかいच्छらない。非常にその内容というのはいいもので、本当に今の子供たちが置かれている現状であるとか、本当気をつけなくてはいけない点にすごい触れられているものなので、本当これも保護者に見ていただきたいなというものばかりだった。

そのため、この「保護者の方へ」というところに、先ほどおっしゃった二次元コードか何かで情報モラルの内容等をダイジェストみたいなので入れて、映像でやはり見ていただくというのは保護者にとっては非常に啓発できるものなのかなというのが1点である。

もう1点は、このルールの活用の仕方というのは、年度当初に子供たちに配布をしながら学校で指導して、また家庭に持ち帰るといった形になると思うが、このチェックリストというのがあるが、多分学校で配布したときにこれをやったりするのかな。これを学期や長期休業明けの最初の日などというように、幾つか、何回かやろうというような形にはなっているが、配布したこれ一枚だけだと何回も繰り返してできないのかということもあるので、SNSというのはいじり始めへの要因にもなり得るといふこともあると思うので、例えば紙ベースの部分だけは、ふれあい月間とか、そういったときにいろんなアンケートと一緒に配りながら、改めてまた何回か、年に何回かそういった機会をつくるということも大事なことになるかなというようなことを思う。以上である。

【三浦委員長】 どうぞ。

【菊地委員】 先ほど情報モラル教室をやっているということはお伝えしたが、その後、そのまま必ず親向けの講習会するかしないかという希望があって、本校もやっていたが、やはり集まって10名程度というような感じだったので。

【三浦委員長】 10名も来ていたらすごいじゃないか。

【菊地委員】 昨年度からネット配信もありになったと思う、希望で。これは御存じかと思うが、選べるようになって、たしかネットでそのまま講演にして配信する、親は学校に集めないという形も取れるようになったので、それはただ学校の選択というか、どのように学校が運用するかということになるので、もし動画というか、子供がおうちで、学校で聞いてきた後に親も聞

くと一番効果が高くなるというところがあるので、もしよければ学校のほうにちょっと働きかけていただければ、そういう選択はできるかと思う。

【事務局】 委員長、副参事である。

【三浦委員長】 どうぞ。

【佐藤副参事】 確認いただいているSNSルールは、学校や学級で検討し、その後にもた家庭に持ち帰っていただくようなルールづくりにつながる流れになっている。御指摘のとおり、学校でやったことが家庭に伝わるのがより効果が高いと思うので、このつながりのところに工夫をしていきたいと思っている。

お話に上げていただいた動画による御案内や、あとは数は決して多くはないが、やはり大人向けの講習会などについても後段で行うことや、また学校ではそのほか保護者会等の機会があるので、そうしたときにも話題に上げていただくような御案内をしていきたいと考えているので、御意見参考にさせていただく。ありがとう。

【三浦委員長】 ありがとう。申し訳ない、お待たせした。どうぞ。

【戸成委員】 申し訳ない。今までの御意見で、中学校の娘を持っているが、中学校から見ると新生保護者会は必ず保護者の皆さん全員出られるし、校長先生や教務主務の先生も話されるので、新生保護者会で流すというのは結構効果があるなと思ひ、御意見させていただいた。

【三浦委員長】 ありがとう。ほかはいかがだろうか。

【檀原委員】 内容のところ、いいか。

【三浦委員長】 どうぞ。

【檀原委員】 申し訳ない、ありがとう。

一つは、練馬区ルールのほう、見出しが入ってすごく分かりやすくなったかなと思う。低学年のところだが、ほかのところでもお話が出ていた、健康のために気をつけることというところが、運動もしようみたいなことが前も何かに出ていたような気がするが、ここはもうやってはいけないということだけが羅列されていて、こうやるといいみたいな方向に関しては肯定的なところが何も出てないので、そんなところも本来は欲しいのかなと。なので、練馬区のルールの確認チェックリストのところ、あなたはそれこそ1日何分以上運動しているか、みたいなことにつなげていくのがいいんじゃないかなというのが一つ。

あとそれから、前に戸張委員がおっしゃっていたこれ、みんなSNSルールとかいろいろ言っているが、タブレットにしても端末にしても、でもただ、今は学校側がiPadを渡しているところの事実もあるが、親が渡しているところがある。だから親も、まずそれを渡すときに意識しなさいよということも一言、この「保護者の方へ」の冒頭で書いたらどうであるかということも前に戸張先生がおっしゃっていたが、それをもしよければ、それって本当に必要かということの一つある。一応、以上である。

【三浦委員長】 よろしいだろうか。ほかはいかがだろうか。どうぞ。

【戸成委員】 情報共有になるが、私がPTA活動と関わっていたいろいろ事例で、オンラインゲームが結構いじめの温床になっており、LINEとかが確かに入り口なのだが、オンラインの中で仲間外れにしたり、オンラインで課金するために親からお金せびってこいみたいな、そういう恐喝とかもあったり、ちょっとこの先、入り口で抑えるのは大変大切なのだが、今オンライン上で、もう親が目に見えないところでいじめが起きているということもちょっと情報共有として

させていただく。最初の親がやっぱり与えるとき、そこが一番大事なかなとは思ふ。クレジットカードにひもづけられて、勝手にお金が減っていることがあるので、親が注意していないといけないと思うが。

【檀原委員】 申し訳ない。

【三浦委員長】 どうぞ。

【檀原委員】 このタブレットであったりスマホであったり、1日どのぐらいの時間を今みんなが使っているかという調査が、こども家庭庁のほうからかなりの時間を費やしているという状況が出ていた。一体どのぐらいだったらよしなのか、どのぐらいだったらまずいのか、その辺について保護者はどれぐらい分かっているのかなというのが一番問題で、自分の子供がどれぐらい使っているかというのも分からないとは思ふが、子供たちに1時間したら休もう、1時間して休んでいけば、24時間のうち何時間でも使っているのかというようなことだったり、親もスマホから離れることがなかなかないという状況で、一体どれぐらい使うのが、それはそれぞれがあるが、最高何時間だったりとかということろって、それこそ少し、これぐらい使っているが本来はこれぐらいにしたほうがいいことについての情報提供を保護者にあるといいと感じた。それは特に幼児に関してもあるが。

【三浦委員長】 どうぞ。

【戸成委員】 多分、今おっしゃっていたところでいくと、要は、学校はあまりにも遠すぎる、例えば全国でどうかみたいな話になってしまうと、あまりちょっと身近じゃなさ過ぎて、親としてもぴんとこないところがあるのかもしれない。例えば学校評価アンケートの中で、お子さんは1日どれぐらい例えばスマホ、小学生だとそんなないのかもしれないが、使われているかみたいな項目を一つ入れておいて、うちの学校だとこれぐらい使っているみたいのが身近なところで分かると、これはちょっと使い過ぎだよな、そこから比べると使い過ぎだよなとかというのがもう少し実感としては落ちやすいのかなと思うので、多分、各あの辺のアンケートは学校の項目として指定があるとは思ふが、区として共通項目でそういうテーマを決めて、そういうのを取っていただいて、区全体としてはこんな傾向があるねとか、学校だとかこういう傾向があることが分かると、やっぱりうちの子、使い過ぎだなとか、うちの子、まあまあ平均的かなみたいなのが、もう少しちょっと実感として、あまりちょっと遠過ぎる話だとなかなか実感が湧きづらいかなと思うので、そういうところも工夫としてはあるんじゃないかなと、今聞いて思った。

【三浦委員長】 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【山内委員】 光二中、山内である。

資料作成ありがとう。中学校で実際に教員、子供たちを前にしてふだん過ごしている視点からいくと、この中学生版も、恐らく読んでみると多くの子たちは、それ当たり前だよなというような反応になってしまう。しかし、区内全体で配るということを考えた場合になかなか全体的な話というところになってしまうのかなと思いつつも、私も情報モラル教室やセーフティ教室で講師の先生にお願いするのは、それが子供たちの一つの判断が、中学生14歳、要するに少年法の適用とかというラインのところになったときに、どんな犯罪につながってってしまうのかというところなんかはやっぱり、なかなか紙にできない部分はあるものの、やっぱりその一言を投稿したことによって加害者になってしまう、被害者になってしまうとか、犯罪につながってしまう可能性とか、具体的な事例とかをお願いしている。

この前もセーフティ教室でやってもらったときに、鑑別所の法務少年支援センターの方に来ていただいたが、やっぱり子供たちが最後教室に戻るときに子供たち同士で話していたのは、「おまえのあの書き込み、もう犯罪に当たるよな」や「いや、でもさ」みたいな、やっぱり子供たちにとっては思ってもいない言葉とかが実はやっぱり法に触れる可能性があること、先ほどオンラインゲームの話は、まさに本当に中学生たちももうひどい言葉を言っている、オンライン上の言葉のやり取りとして。対戦ゲームとかしているとすぐ気持ちが大きくなってしまったりして、すごい本当にここでは言葉にできないような言葉もわーっと飛び交うというのを聞いているので、なかなかこういうのに盛り込むのは難しいのかと思いつつながら、公的なものというのもあるけど、実際そういう犯罪につながってしまう、そういう罰につながってしまうというような事例とかを、先ほどのお話だと二次元コードなどで、文字に残すのはあれだけど、参考の資料としてちょっと、東京都内の高校でも今まさにそういった動画の拡散とかがすごく話題になってしまっている、やっぱり中学校を卒業するタイミングまでにきちんとそういうところは、実際のあなたがやってしまったらこういうことになってしまうというところは、最後やらなければいけない教育かなと感じている。それが一つ。

もう一つが、次第の一番下にあるA Iへの対応について、改訂の、申し訳ない、先ほどの資料5-1のA Iの対応についてということなのだが、子供たちは本当に進んできて、これ、Xの中で画像に、生成A Iに対してこの画像の要するに水着にしてとかというのがもうすぐできてしまうという状態で、それが拡散されてとかという。

警察から1月にチラシが来て、警察の対応が早いねという話を私はスクールサポーターとさせていただいたが、そのチラシを教室で配ったときにもちょっとザワツとした。恐らく子供たちの中で思い当たる節があるんだと思う。卒業アルバムとか、クラスの集合写真とか、特に男子中心に、ちょっとやばくない？ というようなザワツとした感じを感じた。全然そんなことないよとか、人ごとな感じではなかったの、書いてあるとおりにいじめとか人間関係のトラブル防止なので、これは情報モラルというふうに書いていただいているが、結構子供たちもどんどん進んでいるので、本当にICTとか、SNSとか、こういうのはもうタイムリーにできるだけ追いかけていくというのが大事だなと改めて感じた。

申し訳ない。その2点、犯罪につながる可能性とかとA Iへの対応についてということで入れさせていただいた。

【三浦委員長】 ありがとう。どうぞ。

【吉田委員】 今みたいな具体的な話、先週の土曜日にやったいじめの話なのだが、2時間目は学校公開を普通にして、3時間目はもう学校公開はせずに、もう弁護士の先生の保護者向けをやる、要は保護者の方対象として。3時間目に4年生から6年生までの子たちのいじめ向けの弁護士の先生の話が続くという形のセットになっていて、そうするといつもだと割と本当に10名、土曜日にやってもそういうものに来る保護者って10名前後なのだが、そういうふうにしていただくと、2時間目来ていたのが大体40名ぐらいの保護者さんがいらっしやっていて、4年生から6年生のところにもそのまま残って聞いていくという形で、40名前後、50名近くの保護者さんが残っているような状況だったので、今多分練馬区4回、年4回土曜日授業があると思うので、そこをどう使うかというところはあると思うが、それぐらいちょっと大胆な工夫をしないと保護者の方が来てくれないという。

多分、平日にやると、本当私も行くが私しかないみたいなケースもやっぱりあるので、やっぱり開催するタイミングと内容。いじめの問題ってかなり今ニュースとかでもやっているの、保護者としてもタイムリーだったと思うのでそれぐらい参加者がいらっしやっただとは思いますが、やり方によってはそういうふうに参加者がある程度増えるということはあると思うので、学校側もそうであるし、区の年間の、多分業者さんというか、その説明される方の手配とかもあるとは思いますが、その辺のところちょっと工夫していただくと、もう少し広がりが出るんじゃないかなと。

ちょっとつい最近の出来事だったので、一応、共有まで。

【三浦委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。ほかの関係機関の皆さんも御出席されているので、子供たちのSNSの使い方の中で傾向とか問題点、課題点などがあれば共有していただけるとありがたいが、高橋委員、いかがでしょうか。

【高橋委員】お世話になっている。児童相談所の高橋である。

児童相談所の場合は、もうこの防止、いわゆる取組を越えたところで、もう行くところまで行ったお子さんや御家庭と対応することがよくあるので、行き着く末を今想像しながら皆さんのお話を、ああなってしまうんだ、こうなってしまうんだというようなところが正直ある。

ただ、やはり児童相談所が関わるような事案になる前にこうして区のほうで、PTAの委員の方も含めて学校も一丸となって取り組んでいただけているということはすごく心強いし、本当に行き着くところまで行った御家庭のお子さんたちは本当に、こういう言い方したらあれだが悲惨である。もう手がつけられないところまでいってしまうので、こういう取組を本当に大事にしていきたいなど。理想としても、面接、一対一の場面だが、区のほう、練馬区はちゃんとやっているよということを保護者の方にもアピールをしていきたいなど感じたところである。

あと根本的ないじめについても、これが皆さんの参考になるか分からないが、一番私自身が長くこの児童福祉司という仕事をしてきた中で、子供たちのいじめの問題、いろんないじめの問題、取り組んできた。その中で一つ、予防になるかどうか分からないが、魔法の言葉というのを見つけた。それは、「あなた、いじめられている？」と言って、「うん、僕、いじめられている」「私、いじめられている」と言う子供は1人もいない。あえて聞き方というところをすごく何度も何度も体験する中で、一つ一番いいなと思った例が、「学校に嫌なやついる？」、先生の前で失礼だが、「学校に嫌なやついる？」と聞くと子供は答えやすい。「嫌なやついる」と言うと、「どんな嫌なやつよ」って、「どんな嫌なことされたの？」というふうに会話が成立してきて言いやすいという、これ、よくうちの面接に来るお母さん、お父さんにも定期的に、ずっと毎日聞いてしまうと嫌になってしまうので、たまに「今、学校に嫌なやついる？」「塾に嫌なやついる？」とか、その「嫌なやついる？」って言い方がすごく効果的だなということはお話しさせていただければと思う。以上である。

【三浦委員長】 いえ、ありがとうございます。千野委員、いかがでしょうか。何かあったら。

【千野委員】 私も、昨日、小学校で教室やってきたが、さっきちょっと言ったが、こういうことをするとこういう犯罪になるよというのを、昨日、小学校低学年から、もう罪名と、これ、懲役じゃない、今拘禁刑だが、10年食らうんだよ、罰金50万だよ、窃盗だよ、詐欺だよ、あと脅迫、強要、恐喝というのをもうバーっと画面一面に出して、「これ、こういうことだよ。こういうことをしたらこういうことになるんだよ」というのをあるので、この確認チェックリストの

ところにこれやった場合こうなる、捕まるとか。小学生でもいい、兎相に、兎相というのはあまりやめたほうが良いと言われたんで、施設に入るよとか。

もう最近ちょっと触法少年も、中学生もそうだが、ちょっとひどいのが多いので。大体、あとやっぱり親御さんだね、問題あるのは親御さん。もうそうである、全てが、学校がこういうものは全部やってくれると思っている、そういう人の親というのは。本当に生保とかでも働いたことがないような人か、もしくは物すごくちゃんと働いていて顧みてない人、両方である。やっぱりどっちもある。親が悪いとか、もう親が全然我関せずというとあれだが、私は頑張っていると言うが、自分のことだけ頑張っている人なのかな。対話とか、しているようでしてないとか、全く気づいてない。

そういう人が多いので、保護者の方にこれ絶対見てもらうために何がいいんだろうなと思ったが、もうこれ例えばこういうの、提出物、親が提出するんだよというので、これ提出しなかったら、学校、首にはできないだろうが、何らかしらの生徒がペナルティを受けると。そういうぐらいのことをやったら、もしかしたらちょっとよくなるかなと思う。

あと、もう本当にSNS何でやらせるんだろうなというのが警察の見解である。18歳からでいいと思う。本当にいいと思う。携帯とメールができれば、何かあったら、なんてあり得ないので、大丈夫だ、110番してもらえばいいし、SNSはそもそも禁止でいいと思うというのが考え方である。これが、多分私たち、兎相さんもそうである。そういうのを本当に扱っている、ちょっとでもこうだからこうだからと言って本当にすごいこと巻き込まれて、先般10万の恐喝とかというのもいじめだね、言ったらいじめ。まさにそういうのもあり、結構ひどい、扱うのは。

そのため、やっぱりでも法律の話、こんなことになってしまうんだっていったときに、結構やっぱりざわつく。あれは、ってさっきおっしゃっていたが、そういう話はすごい出ていたので、話しながら、覚えねえかみたいなことで聞いていたが、そういう話もしてくれたりするので、でも本当にやるからねって警察官言っていると、どういう反応これからなるか分からないが、一応そういうふうにして反応はあるので、そういうのは入れてあげてもいいんじゃないかなと思う。

ちょっと区としては厳しいかもしれないけど、そういうところである。以上である。

【三浦委員長】 ありがとうございます。諸外国ではSNSそのものも、さっきやる年齢制限かけて、とやっているが、日本は今のところは子供たちのリテラシー能力を高めて対応していくという、そういう方針なのでなかなか難しいとは思いますが、その反面、自分が犯罪だと思っていないこと、簡単に犯罪に手を染めることができるという、なので、これは犯罪なんだよというときにはとつするという、だからそういった日本の政策がいいのかどうかというのはまたあるが、貴重な御意見ありがとうございます。嶋崎先生、何かあるか。

【嶋崎副委員長】 幾つかの自治体のを見させていただいて、練馬区さんのこのSNSのこれはすばらしいと思っている。これだけやっているところはほかにない。私は、今日先生方の御意見聞いていて、私も言おうかなと思っていたのが1点だけあって、今先生からお話しいただいたこと、それから先ほど生徒指導の先生からもお話しいただいたが、やはり道徳的、情緒的な表現にどうしてもなる。仕方がないが、公共団体としてつくるには、ただやっぱり駄目なことは駄目

という部分がきちっと、これからは、今日のこれが云々じゃなくて、これからは出していくべきだろうなと私も思っている。同感である。以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。犯罪だということに気がついていないから気づかせるというのも一つ必要な手段だと思う。ありがとう。ほかはいかがだろうか。

【戸張委員】 あと一つ、よろしいだろうか。

【三浦委員長】 どうぞ。

【戸張委員】 児童相談所ほど行き着いた相談が来るわけではない教育相談なのだが、よくメール相談や教育相談の中で、こういうSNS関係の場合は、東京都のこたエールというサイトを御案内することが多い。本当にいろいろな領域に分かれた事例などもたくさんあるので、多分これ拝見して、幼稚園の保護者向けあったときに、それがあると自分の子がどう該当するかみたいのところ、事例を見ることができるので、最初の取っかかりとしては、専門機関を探すってハードルが高いので、こたエールさんあたりがあると参考になるのかなと思って補足させていただいた。

【三浦委員長】 どうもありがとう。ほかはいかがだろうか。どうぞ、吉田委員。

【吉田委員】 今のお二人のお話とか皆さんのお話を聞いて、ちょうど安全・安心協議会のほうにも私出たが、そのときにもやっぱり特殊詐欺みたいなお話をやっぱり練馬区としても課題としてあるという話をお伺いして、PTAの立場から、一保護者の立場からいくと、子供自身が特殊詐欺にすぐかかるかというところとそういうことではなくて、恐らくSNSを通じて、例えば知らないうちに加害者になっているみたいな、そういうケースもあったりするのかなと思うので、やっぱり使えば便利なんだが、SNSの危険性の側面として、そういう犯罪的なものも含めて、少し高学年に行けば行くほどそういうリスクも高くなるということも触れられていくというのも一つ方向性としてはあるのかなというのを聞いていて思った。

【三浦委員長】 ありがとう。あとはよろしいだろうか。

それでは、本日、様々な立場から様々な御意見、貴重な御意見をいただいてありがとう。いただいた御意見を基に、事務局については次年度のSNS練馬区ルール、資料を作成していただけるようによろしく願います。

なかなかこのルールの中だけで収まるかというところと、そうじゃないような御意見もいっぱいいただいたので、その辺りの情報活用能力、それから子供たちがどういうふうにかこういうICT機器と付き合っていけばいいのかというのは、また別のところでもしっかり検討してやっていかないといけないのかなと。

あと、先ほど学力の問題も出たが、やっぱりこういったものを使う時間と学力の相関関係みたいな、物の本によると、スマホをずっと使っている、1日5時間以上使っている人は3時間以上勉強しても成績上がらないんだぞ、みたいな、そのようなデータもあったりとかするので、そういうようなところも含めて子供たちに働きかけていく必要な何かもあるのかなと思ったりもしているので、また別の機会で皆さんにも御相談できたらなと思っている。どうもありがとう。

取りあえず御用意した案件については以上なのだが、皆さんの中からお話ししておきたいこととかあれば願います。よろしいだろうか。

それでは、以上で本日の議事について終了とさせていただく。進行を副参事に戻す。よろしく願います。

【佐藤副参事】 それでは、最後、次第の4番の事務連絡になる。事務局より事務連絡をお願いする。

【事務局】 事務局である。

本日の協議会をもって今年度の連絡協議会は終了となる。御協議いただいた内容等については議事録を毎回作成しているのので、そちらを次年度の委員会等に確実に引き継いでいく。今年度の委員の皆様には、様々御意見を頂戴したこと、大変感謝申し上げます。

事務連絡は以上となる。

【佐藤副参事】 それでは、これをもって今年度の連絡協議会は全て終了となる。1年間、大変お世話になりありがとうございます。閉会させていただきます。

— 了 —